

○希少疾病用医薬品の指定の取消しについて

(平成14年6月17日)

(医薬審発第0617003号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医薬局審査管理課長通知)

平成14年6月17日付けで、薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の2の4の規定に基づく試験研究中の届出が提出された下記の希少疾病用医薬品について、薬事法第77条の2の5の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定が取消されたので通知する。

記

指定番号	医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称
(7薬A)第75号	(R)-N-三級ブチル-3-[(2S, 3S)-2-ヒドロキシ-3-N-[(R)-2-N-(イソキノリン-5-イルオキシアセチル)アミノ-3-メチルチオプロパノイル]アミノ-4-フェニルブタノイル]-1, 3-チアゾリジン-4-カルボキシアミド	後天性免疫不全症候群並びに治療前のCD4リンパ球数が1立方ミリメートル中400以下の症候性及び無症候性HIV感染症	株式会社ジャパンエナジー